

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 3-1-10 石井ビル 8階

納税が困難な方への猶予制度

Q 以前のコロナや最近のトランプ関税などの環境経済情勢の変化の影響により、国税を納付することが困難となってしまいましたが、なにか方策はありますか？

解説

一定の要件に該当するときは、税務署に申請することにより、原則として **1年以内の期間** に限り、猶予が認められます。

1. 要件

① 国税を一時に納付することにより、**事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがある**と認められること。

② 納税について誠実な意思を有すると認められること。

③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。

④ 納付すべき国税の納期限から **6か月以内に申請書が提出されている**こと。

※1 原則、猶予を受けようとする金額に相当する担保が必要となりますが、担保提供により事業の継続等に著しい支障をきたす恐れがある場合には、担保は不要です。

※2 すでに滞納がある場合や納期限から6か月を超える場合であっても、税務署長の職権による**換価の猶予**が受けられる場合があります。

※3 換価の猶予とは国税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合に、差し押さえした財産の換価（売却）が猶予される制度

2. 猶予が認められると

① 原則、**1年以内の期間**に限り、猶予されます。また状況に応じて猶予期間の延長が認められる場合があります。（当初の猶予期間とあわせて**最長2年**）

② **猶予期間中の延滞税が軽減されます。**

③ **財産の差し押さえや換価（売却）が猶予されます。**

要するに…

国税を納付することでその会社や本人の今後の事業や生活の継続が難しくなる場合などは納税の猶予が認められる場合があります。また、一般的な要件とは別に個別の事情がある場合でも認められる場合がありますので、納期限から6か月以内に納税の猶予のために申請書を提出するのの一つの方策となります。